

事業継続計画

社会福祉法人 わかたけ会

わかたけ保育園

わかたけ保育園 事業継続計画

自然災害対策

(目的)

この事業継続計画（以下「BCP」という。）は、震災等の災害が発生した際に園児と職員の安全を確保し、継続的に保育サービスを実施するために以下の事を目的とする。

- (1) 園児と職員の安全を守る。
- (2) 園児への保育活動を継続的かつ安定的に提供する。
- (3) 地域の一員として災害時の福祉拠点として積極的に役割を果たす。

(基本方針)

上記の目的を達するため、BCPにおける基本方針を以下のとおり定める。

- ・園児の安全確保を最優先とし、保護者が迎えに来た園児から順次受け渡しを行う。保護者へ引き渡しができない園児は宿泊対応を実施する。
- ・ライフラインの復旧までは、既存の設備及び備蓄品を最大限活用する。
- ・事業所建物の被災状況の把握を行い、衛生環境の低下を防ぐ。

(適用範囲)

このBCPは、わかたけ保育園に勤務する全職員に適用する。職員は災害が発生した際は、BCP及び関連するマニュアルに則って行動する。

(BCPの運用体制)

・災害時に園児及び職員の安全を確保し、サービスの提供を効果的に実施するためには、BCPを具体的な実践的なものとする必要がある。したがって、BCPの見直し及び避難訓練時の都度検証を行うとともに、職員が共通理解を深められるよう周知する。

また、職員に対して災害時の対応及び事業継続に対する認識を深めるため、以下の研修・訓練を行う。

○事業所内訓練

- ①地震発生時の対処方法
- ②初期消火活動
- ③保護者の安否確認の方法
- ④出入り口の確保
- ⑤安全な避難スペースの確保及び誘導の方法
- ⑥応急手当の方法
- ⑦早番と遅番体制を想定した訓練
- ⑧緊急時、施設外への伝達方法の確認
- ⑨地震災害等に対する基礎知識や事業所の地震対策の習得

○災害時における組織体制と被害想定

(災害対策本部の設置)

わかたけ保育園は、東京都で震度6弱以上の地震が発生した場合及び水害等による大規模な被害が発生

した場合、「災害対策本部」を設置する。震度6弱未満の地震の場合であっても園児や職員及び建物等に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがあるなど緊急の対応が必要な場合にも設置する。

(災害内容の規模及び被害の想定)

BCP策定にあたり、想定する災害の規模及び被害状況は以下のとおりとする。なお、被害状況の想定は、今後検討を重ねた際に修正及び追加で記載すべき事項がある場合は、適宜見直すこととする。

(1) 震災・水害

想定震度と水害～震度6弱以上 大災害を伴う水害等

建物～建物の倒壊はなし（一部損傷あり）

ライフライン～事業所周辺地域一帯3日間停止（電気・ガス・水道）

通信～電話：不通或いは通話困難

携帯：不通（3日間）

PCインターネット：使用不可

携帯メール：使用不可

周辺地域～家屋の一部倒壊あり

交通～混乱により、翌日まで利用困難

(2) 感染症

感染症～緊急事態宣言発令時を伴う感染発生時（新型コロナウイルス等）

建物～建物の倒壊はなし

ライフライン～電気・ガス・水道の影響なし

通信～影響なし

周辺地域～公共施設・病院への入館禁止状態

交通～交通障害なし

(人的被害等の想定)

人的被害は以下の通り想定する。

(1) 震災・水害の場合

①職員の状況

ア) 就業時間に予定人員が確保できない可能性がある。

イ) 日中帯の発生であれば人員の確保は行える一方、職員の帰宅困難が発生する。

ウ) 17時以降や休日の発生の場合、一部職員の不在及び人員の確保が困難となる。

エ) 職員や事業所間での連絡が取りにくい状況となる。

②園児の状況

ア) 揺れによる転倒や落下物等によるケガが発生する可能性がある。

イ) 負傷の程度によっては医療機関への搬送が必要となる。

ウ) 電気とガスが使えなくなることにより食事提供が非常食対応となる。

(2) 感染症の場合

①職員の状況

ア) 感染及び濃厚接触者、感染の疑いにより、就業時間に予定人員が確保できない可能性がある。

②園児の状況

- ア) クラスタ感染のリスクが上がる。
- イ) 職員からの感染リスクが高くなる。

(職員の体制)

災害発生時における職員の体制については、大規模災害が発生した場合、職員本人と同居家族及び自宅の安全を確認したうえで事業所に参集する。震災状況によっては園長が適宜判断し、緊急連絡網や板橋区保育園緊急連絡システム「スマまち」を通じ参集呼びかけを行う。

(災害時優先業務)

災害時においては、園児と職員の生命の維持、安全の確保のための業務を最優先とし、被害を最小限にとどめると共に、保育サービスを継続して提供する事を優先に取り組む。また、災害発生からの時間経過とともに以下の業務について優先的に実施する。

(1) 発生後1時間以内に行う業務

- ① 発生直後の安全確保
- ② 安全な場所への避難誘導
- ③ 園児と職員の安否確認
- ④ 事業所の被害状況の確認
- ⑤ 災害対策本部の設置及び第1回災害対策会議の実施

(2) 発生後24時間以内に行う業務

- ① 備蓄品の使用準備 **可搬型蓄電池を速やかに準備する。**
- ② 今後の保育サービスの提供方針及び役割分担の確認
- ③ 主な優先業務の具体的実施方法の確認
- ④ 保護者や関係機関、業者への連絡

(3) 発生後72時間以内に行う業務

- ① 救援物資の受け入れ体制の確保
- ② 行政への被害状況の報告

○平常時における備え

(事業所の外部環境)

- ・ 事業所における周辺地域の外部環境を常時把握しておく。
- ・ 近隣住民との顔の見える関係作り 人的資源、物的資源の共有化や相互支援体制について地域住民や近隣の保育施設と連携するため、平常時から顔の見える関係作りを取り組んでいく。

(事業所の安全対策)

地震による備品の転倒や散乱または落下の二次的被害を防ぐために、以下の対策を行う。

(1) 落下物・倒壊への対策

- ① 書棚や食器棚等のガラス製ものは割れても飛散しないようガラス飛散防止フィルム等で補強を行う。
- ② 照明器具や壁掛け時計等の取り付け状態を点検し、落下防止の対策を行う。
- ③ 園児が日常的に使用するスペース等には極力物を置かず、災害時の安全スペースと動線確保に努める。

(2) 避難経路の確認等

- ①事業所内の避難経路や消火器の設置場所は、建物平面図等に記載し、誰もが確認できる場所に貼り出す。
- ②園児の年齢に応じた避難方法（徒歩・散歩車・おんぶひも等）を、職員が認識しておく。

(備蓄品の整備等)

備蓄品リストに基づき備蓄品を整備する。その際、以下の点に注意する。

- ①備蓄食糧は非常食献立表に基づき、必要食数を確保する。
- ②期限を過ぎた飲料水は、生活用水として活用する。
- ③日常的に使用する備品は、通常使用分以外にも備蓄分を確保し、定期的に更新を行いながら管理する。
- ④災害発生後、一定期間ゴミの収集が行われないと想定し、ゴミの一時保管場所について職員間で検討し、情報を共有する。
- ⑤発電機の使用方法については、訓練等の機会に使用方法を職員全員が理解できるよう努める。

(訓練の実施・計画の見直し等)

災害時において園児と職員の安全を確保し、優先業務等を効果的に遂行し、より具体的で実践的な内容のBCPにする。そのためには、職員全員がBCPや災害時の優先業務等の内容を認識し、課せられた役割を確実に実施出来る必要がある。BCPの周知と避難訓練を繰り返し行い、その過程で明らかとなった課題や対策等については見直しを行い、継続的な改善を行う事とする。

感染症対策

(目的)

本計画は、重大な感染症（新型コロナウイルス等）の感染者(感染疑いを含む)が事業所内で発生した場合においても、保育活動を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

(基本方針)

- ① 園児の安全確保：
園児は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
- ② サービスの継続：
園児の生命と安全、健康を守るために最大限努力し保育運営の継続を行う。
- ③ 職員の安全確保：
職員の生命を守り、生活を維持しつつ感染拡大防止に努める。

(感染防止に向けた取組の実施)

- ・園児、職員は日々健康の増進に努め、感染が疑われる場合には即連絡する。
- ・ソーシャルディスタンスを保つ生活を行う。マスクを着用する。
- ・事業所入口に消毒液を置き、事業所内に入る時は職員全員が手指の消毒を行う。
- ・定期的にテーブル、ドアノブ、照明スイッチなど多くの人が触れる箇所の消毒を行う。
- ・窓開け、機械換気などで換気を行う。
- ・不要不急な会議や研修、出張は中止または延期する。

(職員・利用者の体調管理)

- 職員、園児の日々の体調管理を行う。(※別紙参照 1・2)

(消毒液等備蓄品の確保)

- 備蓄品を決める。次に必要数量を決め、防護具や消毒液等の在庫量・保管場所(広さも考慮する)、調達先等を明記するとともに職員に周知する。
- 感染が増加していけば、消毒薬等の使用量が増加する可能性があること、発注後届くまでに時間がかかる可能性も考慮し備蓄量を見直していく。

(初動対応)

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な行動ができるよう準備しておく。

(感染疑い者の発生)(※別紙参照 3)

- 園児に息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状や、発熱、咳、頭痛などの比較的軽い風邪症状等が確認された場合、速やかに新型コロナウイルス感染症を疑い対応する。
- また、初期症状として、嗅覚障害や味覚障害を訴える患者がいることが明らかになっており、普段と違うと感じた場合には、速やかに医師等に相談する。
- 職員は、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底し、感染が疑われる場合は主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。
- 管理者は、日頃から職員の健康管理にも留意するとともに、体調不良を申しやすい環境を整える。

(感染疑い者を発見したら、速やかに「初動対応」を実行する。)

【ポイント】

感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から園児の健康の状態や変化の有無等に留意する。

職員に関しては、管理者は日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。

- 感染疑い者が発生した場合は、担当職員は速やかに管理者等に報告する。
- 主治医や地域で身近な医療機関、あるいは、受診・相談センターへ電話連絡し指示を受ける。
- 状況について事業所内で共有する。
氏名、年齢、症状、経過、今後の対応等を共有する。
- 管理者等は保健所や保育サービス課へ連絡を行い、指示を仰ぐ。
- 電話等で直ちに報告するとともに、必要に応じて文書にて詳細を報告する。

(感染疑い者への対応)

消毒・清掃等の実施

- 感染疑い者が利用した共有場所の消毒・清掃を行う。例えば、出入口、クラスのドアノブ、テーブル、トイレのドアノブ、水洗レバー、洗面所の蛇口等の高頻度接触面。
- 手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで

清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし乾燥させる。

- 保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。
- 検査結果を待っている間は、陽性の場合に備え感染拡大防止体制確立の準備を行う。

《検査結果の捉え方》

- ・ 検査の精度は 100%ではなく、きちんと検体が採取できていない場合やウイルス量が少ない時期に検査し、陰性が出る場合もあることを理解する。
- ・ 検査結果は絶対的なものではないため、一度陰性であったとしても感染が疑われることがあれば、再度相談する必要がある。

- 保健所や保育サービス課から休園要請があれば従う。
- 業務停止期間における事業所窓口等を明示する。また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。

(再開基準の明確化)

- 保健所または保育サービス課からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。
- 停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。
- 業務を再開するにあたっては、保護者や職員をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。

(感染拡大防止体制の確立)

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に行うことができるよう準備する。

(対応事項)

保健所や保育サービス課との連携

濃厚接触者の特定への協力（※別紙参照 4）

- 感染者が発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる園児や職員等の特定に協力する。
- 感染が疑われる者が発生した段階で、感染が疑われる者、（感染が疑われる者との）濃厚接触が疑われる者のリストを作成する。
- 消毒範囲、消毒内容、運営を継続（又は一時休業）するために必要な対策に関する相談を行い、指示助言を受け実施する。
- 自宅待機を行い、保健所や保育サービス課の指示に従う。
- 職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ保健所の指示に従う。
- 个人防护具、消毒剤等の在庫量・保管場所を確認する。
- 利用者の状況等から今後の个人防护具や消毒等の必要量の見通しをたて、物品の確保を図る。
- 个人防护具の不足は、職員の不安につながるため十分な量を確保する。
- 通常の調達先から確保できない場合に備え、複数の業者と連携しておく。
- 自法人内で情報交換し、調達先・調達方法を検討する。
- 不足が見込まれる場合は自治体に相談する。
- 感染拡大により在庫量が減るスピードが速くなることや、依頼してから届くまで時間がかかる場合があることを考慮して、適時・適切に調達を依頼する。

- 時系列にまとめ、感染者の情報、感染者の症状、その時点で判明している濃厚接触者の人数や状況を報告共有する。
- 管轄内保健所や行政からの指示指導についても関係者に共有する。
- 園児・職員の状況（感染者、濃厚接触者、勤務可能な職員数等）、休業の期間、休業中の対応、再開の目安等について、施設内・法人内で共有する。
 - ・情報を共有する範囲と方針、保健所や自治体への報告内容、方法等を記載する。
 - ・感染が拡大した場合、情報共有、情報公開に関する業務量が増えることを想定し、連絡先に応じた担当者を考える。
- 勤務可能な職員の中で、一部の職員への業務過多のような、偏った勤務とならないように配慮を行う。